

小野塚 知二

東京大名誉教授



おのづか・ともじ
1957年生まれ。東京大卒。経済学博士。専門は西洋社会経済史。著書「経済史」、共著「日英兵器産業とジメンス事件：武器移転の国際経済史」など。

＝千葉紀和撮影

実質的な改憲への一歩に

第二次世界大戦後の日本で、武器は何重もの意味で言点となってきた。まず、国内では「武器が存在しない」ことにされてきた。実際は警察予備隊から自衛隊へと再軍備する過程で武器は増え続けてきた。だが、政府は「防衛装備」と言い換え、社会的にも見えにくい形にしてきた。

戦後日本は「武器輸出三原則」によって武器を輸出してこなかった」というのも誤解だ。金額ベースで見れば2000年代まで世界上位の武器輸出国だった。民間用の小火器や弾薬類は防衛装備品ではないため大量に輸出され、精密切削や複合材料といった軍民両用技術の送出国でもあった。では武器輸出三原則は無意味だったのか。決してそうではない。日本経済が武器の生産と輸出に依存しないよう歯止めをかける意義があった。

だが、三原則は11年に民主党の野田佳彦政権が例外を設け穴が開いた。14年に第2次安倍晋三政権が防衛装備移転三原則に改定し、輸出規制を緩和した際、一定の制約として「5類型」が導入された。

世界的に見れば、5類型を特別視するのは日本くらいのものだ。武器とは本来、殺傷や破壊を目的とするものだけに限らない。ミサイルを搭載していない戦闘機、魚雷を積んでいない潜水艦も当然武器である。レーダーやソナー、運搬手段なども直接的な殺傷や破壊機能はないが、戦闘機や潜水艦と結びつけば殺傷・破壊能力を発揮する。だから、5類型に制限する根拠は防衛装備移転三原則と運用指針に明文では示されていない。

それでも、5類型の制約は無意味ではない。むしろ重要な意義がある。なぜなら、殺傷能力のある武器の輸出を制約してきた根拠を突き詰めれば、憲法9条に行き着くからだ。改憲派の安倍政権ですら世界の常識に反して直接的殺傷能力の有無にこだわらざるを得なかったのは、9条が国民に定着し、国際的にも普遍的価値を持つがゆえである。

つまり、5類型の撤廃は実質的な改憲への一歩を意味する。殺傷能力のある武器輸出を認めれば、日本が戦後一貫して掲げてきた平和国家の理想を捨て、東アジアをはじめ海外からの信用を傷つけることになる。それは日本の安全保障に負の影響を及ぼす。

ただし、日本が武器輸出大国を目指しても、非常に困難だろう。実際、三原則の改定で輸出規制を緩和したが苦戦が続いている。日本は小火器こそ輸出してきたが、軍用武器では実績がなく、輸出後の修理、点検、訓練、補給などの経験もない。これは買う側の国からするとリスクが高い。

政府が武器輸出の拡大に前向きなのは、経済の行き詰まりの結果に他ならない。だが、武器輸出で経済成長を目指すのは1930年代の古い考え方だ。日本が目指すべきは、国内の消費が伸びて発展する消費主導型経済への転換である。ところが、武器の開発や輸出は投資主導型だ。国が公共事業として投資し続け、赤字国債が増える。潤うのは一部の防衛産業だけで、民衆の豊かさにはつながらない。

経済成長と安全保障の両面で、武器輸出の拡大は愚かな選択である。